

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

（宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。）

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

② **自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算に
おいて」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。**

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月21日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉 田 智 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月 5日 午前 9時00分から 令和 7年11月11日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年11月14日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月 4日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年11月18日 午前 9時00分から 令和 7年11月18日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金, 小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月21日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 530, 000 2, 024, 000	一括	510, 000	51, 280	0
1	990, 000				
2	1, 540, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 山県郡北広島町後有田字新地 |
| | 地 番 | 1 3 3 6 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 7 7 . 9 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山県郡北広島町後有田字新地 1 3 3 6 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 1 3 3 6 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 2 2 . 2 1 平方メートル
2 階 6 0 . 1 9 平方メートル |



※※※※

物 件 明 細 書

令和 7年 3月17日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉 田 智 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者（共有者A）が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

周辺隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|----------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 山県郡北広島町後有田字新地 | |
| | 地 番 | 1336番3 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 177.92平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 山県郡北広島町後有田字新地1336番地3 | |
| | 家屋 番号 | 1336番3 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 122.21平方メートル |
| | | 2階 | 60.19平方メートル |



11

令和 6年(ケ)第139号
令和 6年12月 4日受理
令和 7年 2月14日提出

現 況 調 査 報 告 書

(物件1及び2)

広島地方裁判所

執行官 徳田 求

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 山県郡北広島町後有田字新地

地 番 1 3 3 6 番 3

地 目 宅地

地 積 1 7 7 . 9 2 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分 4 分の 1

2 所 在 山県郡北広島町後有田字新地 1 3 3 6 番地 3

家屋 番号 1 3 3 6 番 3

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 2 2 . 2 1 平方メートル

2 階 6 0 . 1 9 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分 4 分の 1

不動産の表示	『物件目録』のとおり	
住居表示	広島県山県郡北広島町後有田1336番地3	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（共有者A） ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ D (債務者兼所有者 A の 後見人)	(以下は、令和6年12月10日に電話で聴取した。) 1 私は、債務者兼所有者 A の後見人です。この不動産は、 A が最後までここで生活しておりましたので、 A の占有とい うことになると思います。 以 上

執行官の意見
■ 1 物件1の土地は、北側の町道（志路原川線）及び西側の里道に接している。 2 物件1の土地は、概測を実施するにも起点となるものが明確でないため、確定 的なことは言えないが、里道側を除き三方はいずれも境界不分明である。ただし、 玄関ポーチのコンクリート部分辺りが町道との境界と思われる（写真⑤）。従って、 植木等は町道にはみ出していると考えられる。 3 屋根裏収納庫が存在すると思われるが（写真④）、収納庫扉部分を開錠する棒様 の物が見当たらず、中を確認することはできなかった。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年12月6日 (金) 13:00-13:10	物件所在地	物件の同一性確認、占有調査 外観写真撮影
令和6年12月6日 (金) 13:20-13:30	北広島町役場	接道調査 (建設課) 間取図面の交付申請 (税務課))
令和6年12月6日 (金) 14:20-14:28	広島法務局可部出張所	公図等の交付申請
令和6年12月10日 (火) 15:00-15:05	当庁	占有調査等 (所有者法定代理人から電話で聴取))
令和7年1月30日 (木) 13:15-14:05	物件所在地	立入調査 写真撮影
令和 年 月 日 () : - :		
令和 年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☒ 令和7年1月30日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年1月30日 目的物件は施錠されていなかったが、不在のため、立会人を立ち合わせ、建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

縮小(A3→A4)

I 1332-10
D 10643-3

(座標値補正: 図上測定)

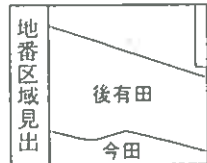
+33179.196

-146011.046



+33054.196

(座標値補正: 図上測定)



請求部	所在	山県郡北広島町後有田字新地				地番	1336番3			
出力縮	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和44年3月			備考付年月日(原図)	昭和55年6月25日			補記事項		

登記年月日：平成9年4月30日

縮小(A3→A4)

0321093

各階平面図

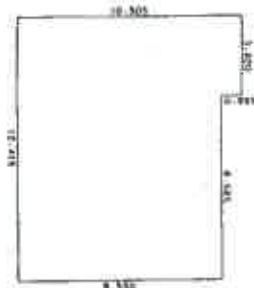
建物図面
各階平面図

家屋番号 1336番3

建物の所在 山梨都下代田町大字後有田字新地1336番地3

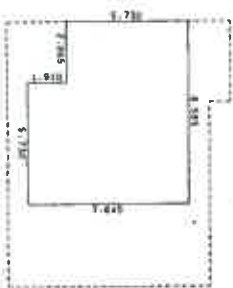
山梨都北広路町

H9.4.30



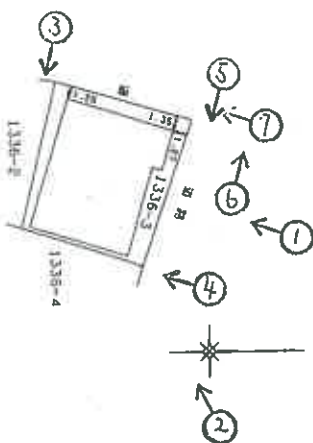
求積表

0.965 × 3.820 = 3.649100
9.550 × 12.415 = 118.563250
合計 122.211350
床面積 122.21 m²



求積表

5.730 × 8.595 = 49.249350
1.910 × 5.730 = 10.944300
合計 60.193650
床面積 60.19 m²



写真撮影位置・方向
数字は写真番号

作製者

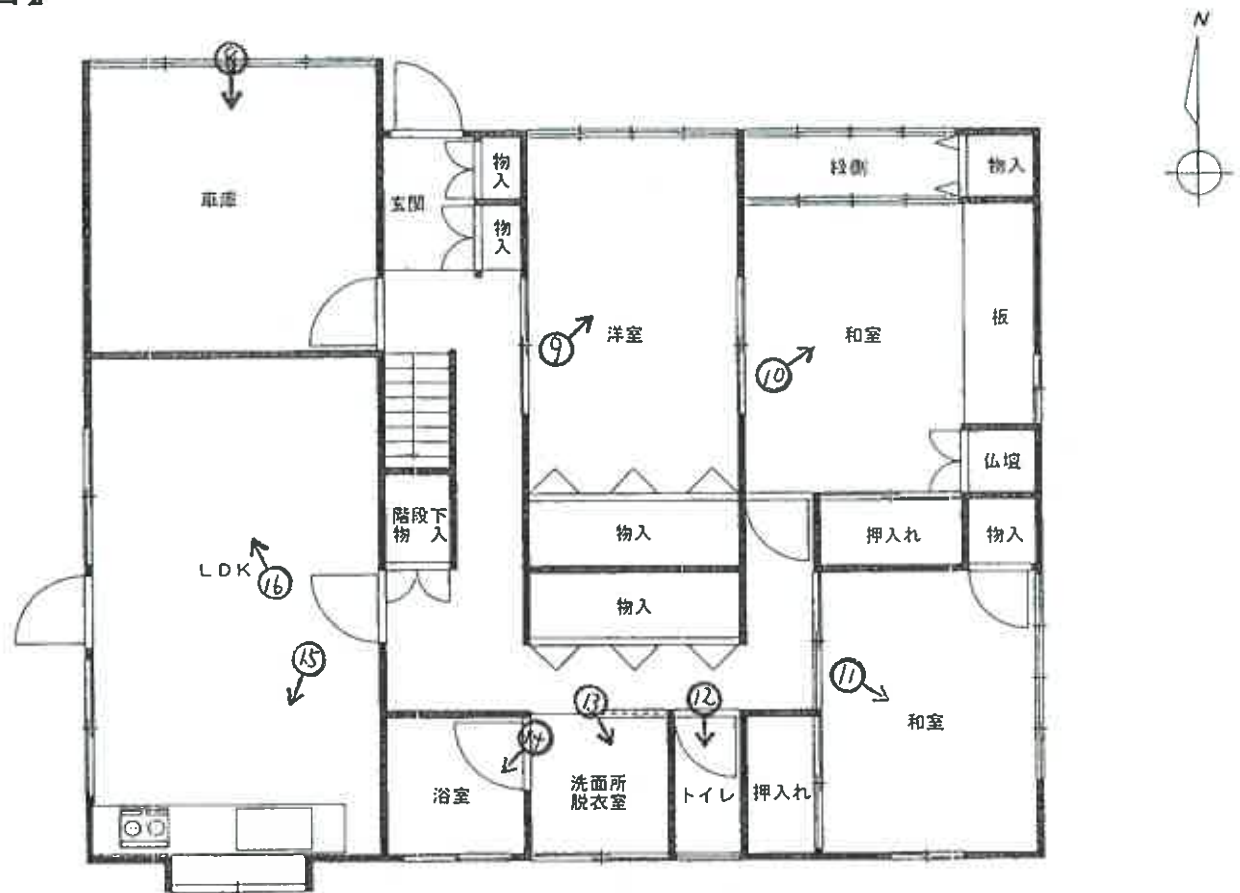
縮尺 1/250

申請人

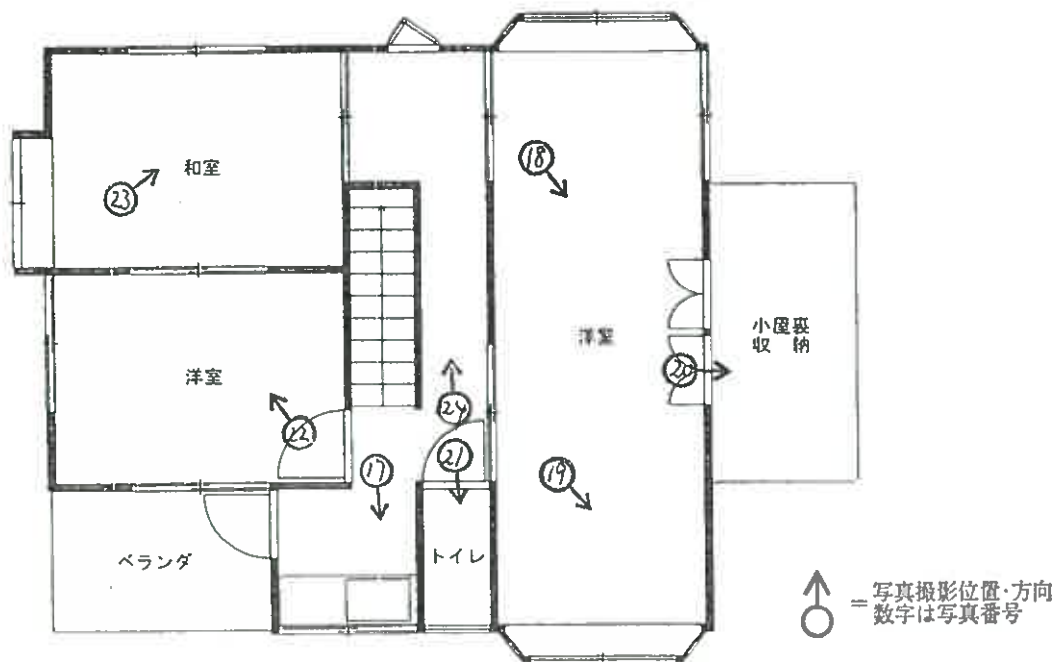
縮尺 1/500

建物間取り図
事件番号：令和6年（ケ）第139号

【1階】



【2階】



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



町道との境界と思われる
辺り

写真⑥



接道（町道）

写真⑦



接道（里道）

写真⑧



写真⑨



写真⑩



写真⑪



写真⑫



写真⑬



写真⑭



写真⑮



写真⑯



写真⑰



写真⑱



写真⑱



写真⑳



写真㉑



写真②



写真③



写真④



令和 6 年(ケ) 第 139 号
令和 7 年 1 月 30 日 現地調査
令和 7 年 2 月 27 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

塩田 睦大

印

第1 評価額

一括価格	
金 4,212,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 1,649,000円
物件2(建物)	金 2,563,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積 共有者	山県郡北広島町後有田字新地 1 3 3 6 番 3 宅地 177.92㎡ A 持分2分の1 B 持分4分の1 C 持分4分の1	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積 共有者	山県郡北広島町後有田字新地 1 3 3 6 番地 3 1 3 3 6 番 3 居宅 木造瓦葺 2 階建 1 階 122.21㎡ 2 階 60.19㎡ 延べ 182.40㎡ A 持分2分の1 B 持分4分の1 C 持分4分の1	同左
番号	特記事項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 可部線「可部」駅の北方・直線距離約19km 「八重三丁目」バス停の北方・直線距離約40m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、川沿いに一般住宅、事業所等が建ち並ぶ地域となっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 近隣商業地域 80% 200% なし 宅地造成工事規制区域	
画 地 条 件	規 模 177.92 m ²	間 口 約 14.5 m 奥 行 約 13.4 m 形 状 ほぼ台形 接 面 状 況 角 地 そ の 他 地 勢 ほぼ平坦	
接面道路の状況	北側 約5.0～5.1mと思われる（下記特記事項参照）。 舗装 町道 高低差 ほぼ等高 ※北広島町役場建設課にて、建築基準法上の道路(法42条1項1号)である旨の説明を受けた。 西側 約2.0～2.6m 舗装 里道 高低差 画地が約0.8m高い 階段あり ※北広島町役場建設課にて、建築基準法上の道路ではない旨の説明を受けた。 また、北広島町役場建設課にて、里道は北広島町の所有であるが、管理は地域住民の方がされているとの説明を受けた。 なお、買受希望者自身による確認が必要である。		
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。また、デジタルメジャーにて間口を概測した結果、東側隣地の車庫兼倉庫等が物件1に越境している可能性は否定できない。 隣地は戸建住宅、事業所等。 目的外建物 なし。		

供給処理施設	上水道 接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス 接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水 接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特記事項	・現地を確認したところ、境界は不明であった。 ・北側町道の幅員について、境界が不明で、道路台帳と建築計画概要書の幅員も不一致であったため、北広島町役場建設課に確認したところ、幅員は約5.0～5.1m（道路台帳通り）との説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。 ・周辺の状況、道路台帳、北広島町役場建設課からのヒアリング等により、北側にある植木等が町道にはみ出している可能性は否定できない。 ・敷地内の南側に石油小型給湯器、オイルタンク（使用燃料：灯油）が設置されている。 ・敷地内の南側にHITACHIの浅井戸用ポンプと思われるものが設置されているが、使用の可否や井戸水などの詳細は不明である。 ・隣地の使用状況から、土壌汚染の可能性は否定できない。 ・広島県防災Webの「洪水ポータルひろしま」及び「ため池マップ」によると、河川氾濫の浸水想定区域、ため池浸水想定区域に入っており、買受希望者自身による確認が必要である。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成 9 年 4 月 1 日 新築 経 過 年 数：約 28 年 経済的残存耐用年数：約 3 年
仕 様	構 造：第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根：第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁：サイディング等 内 壁：クロス張り、漆喰壁、ケイカル板等 天 井：クロス張り、板張り、石膏ボード等 床：フローリング・畳、コンクリート等 設 備：電気、給排水、太陽光発電設備等 その他：—
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・現地調査において太陽光発電設備（使用の可否不明）を確認したが、評価の対象外とする。 ・アスベスト含有建材等の非飛散性石綿について、建築時期等より使用の可能性は否定できない。 ・主である建物の確認済証、検査済証の交付を受けている。 ・2階廊下に屋根裏収納庫が存在すると思われるが、開錠不能だったため、中の確認はできなかった（現況調査報告書参照）。 ・2階東側洋室に小屋裏収納があるが、中は暗く物も置かれており、計測をすることができなかったため、床面積は不明である（高さは約1.2m程度と思われる）。 ・基礎にクラック等が見られる。 ・擁壁に白華現象等の劣化が見られる ・クロスの剥がれ、よごれ等の劣化が見られる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	21,900	1.01	177.92	0.90	1	3,542,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員5m舗装町道に略等高接面する地積約200㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（北広島町-2）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
24,500	$\frac{99}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{111}$	21,900

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

角地	1.01
相乗積	1.01

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分：Aの持分2分の1
Bの持分4分の1
Cの持分4分の1

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	170,000	182.40	0.09	1	2,791,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
28 年	3 年	31 年

残価率	観察減価
3 %	30 %

$$\text{現価率} = [\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数})] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.09$$

エ 持 分： Aの持分 2分の1
Bの持分 4分の1
Cの持分 4分の1

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	3,542,000	0.30 法定地上権	1,063,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 30 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	3,542,000	- 1,063,000		0.95	0.70	1,649,000
2	2,791,000	+ 1,063,000	1.00	0.95	0.70	2,563,000
一括価格 (合計)						4,212,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、北側町道に越境している可能性がある植木等につき、買受人に対して撤去等を求められる可能性があるため、なお市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（北広島町-2）

所 在 : 山県郡北広島町有田字中頼信1633番外
価 格 : 24,500円/㎡
位 置 : JR可部線「可部」駅 北方 道路距離 約26.0kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 271㎡
供給処理施設 : 水道・下水
接 面 街 路 : 北側4.7m町道
用途指定等 : 第1種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
地 域 の 概 要 : 一般住宅、農家住宅が混在する住宅地域。

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 1,944,131 円 （1㎡当たり 10,927 円）、課税地積 177.92 ㎡
物件2 3,338,895 円 （1㎡当たり 18,305 円）、課税床面積 182.40 ㎡

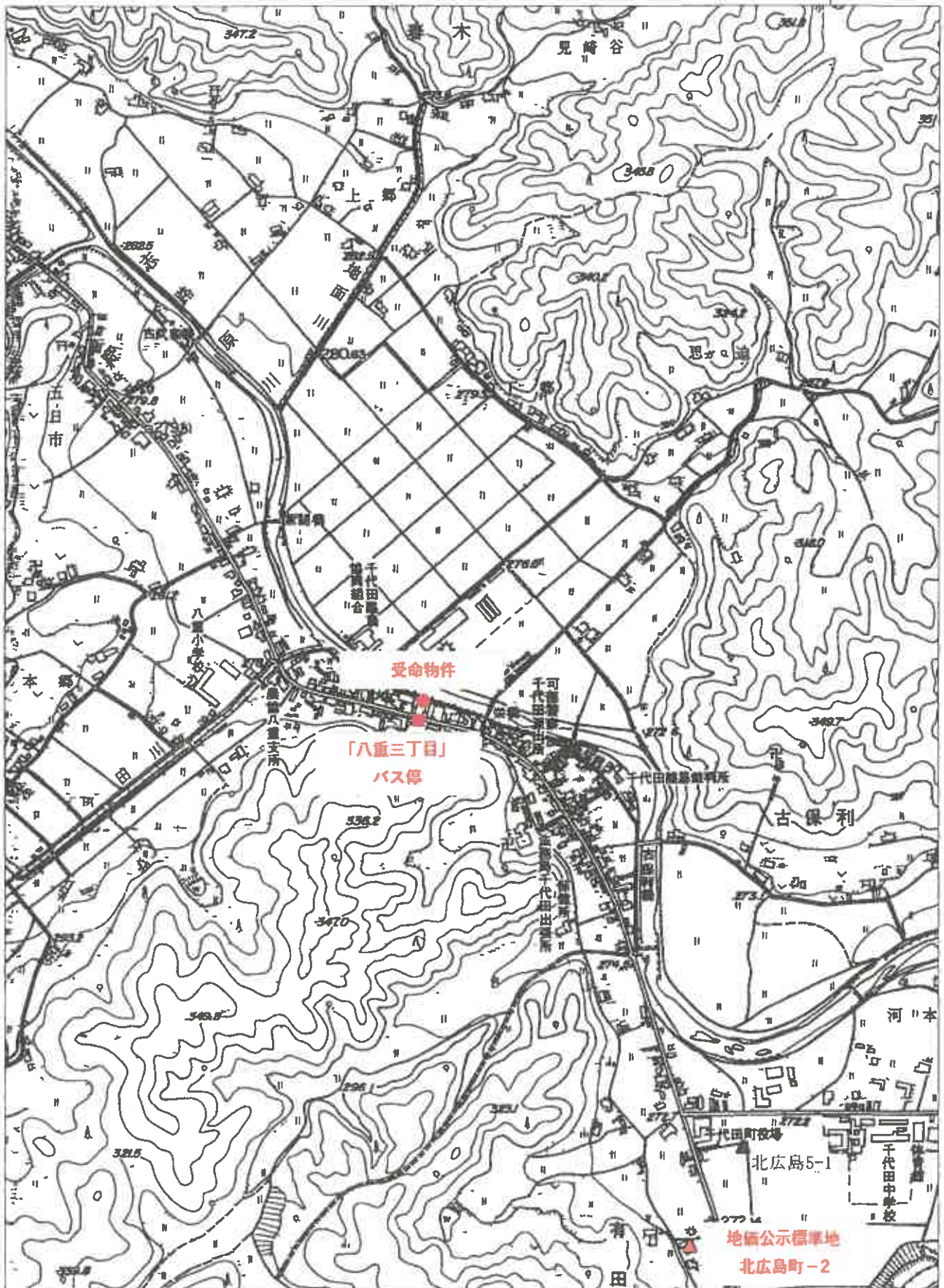
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（北広島町「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 4 建物間取図（見取図）

以 上

受命物件の位置図



1:10,000

本図面は対象物件の概ねの形状等を示すものであり、確定を保証するものではない。

公図写
(A3-A4縮小)

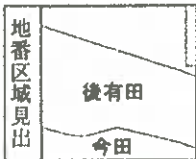
1332-10
10643-3

(座標値単位：図上測定) +33179.196

-146011.046



+33054.196 (座標値単位：図上測定)



請求部	所在	山県郡北広島町後有田字新地				地番	1336番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和44年3月			備付年月日(原図)	昭和55年6月25日			補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。
(広島法務局可部出張所管轄)
令和6年12月13日
広島法務局

登記年月日：平成9年4月30日

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。

(広島法務局可部出張所管轄)

令和6年10月31日

広島法務局

登記官

地図整理番号：M02047

0321093

各階平面図

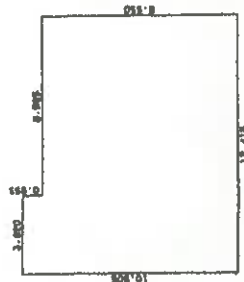
家屋番号 1336番3

建物の所在 山県郡千代田町大字後田字新地1336番地3

山県郡北広島町

建物図面

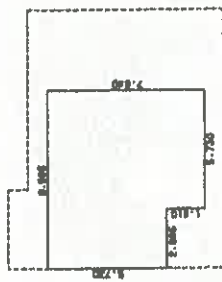
19.4.30



1 階

求積表

0.955 × 3.620 =	3.448100
9.550 × 12.415 =	118.563250
合計	122.211350
床面積	122.21 ㎡

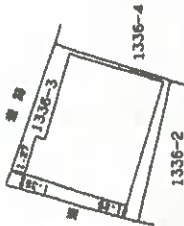


2 階

求積表

5.730 × 8.595 =	48.249350
1.910 × 5.730 =	10.944300
合計	60.193650
床面積	60.19 ㎡

建物
物件2



作製者

縮尺 1/250

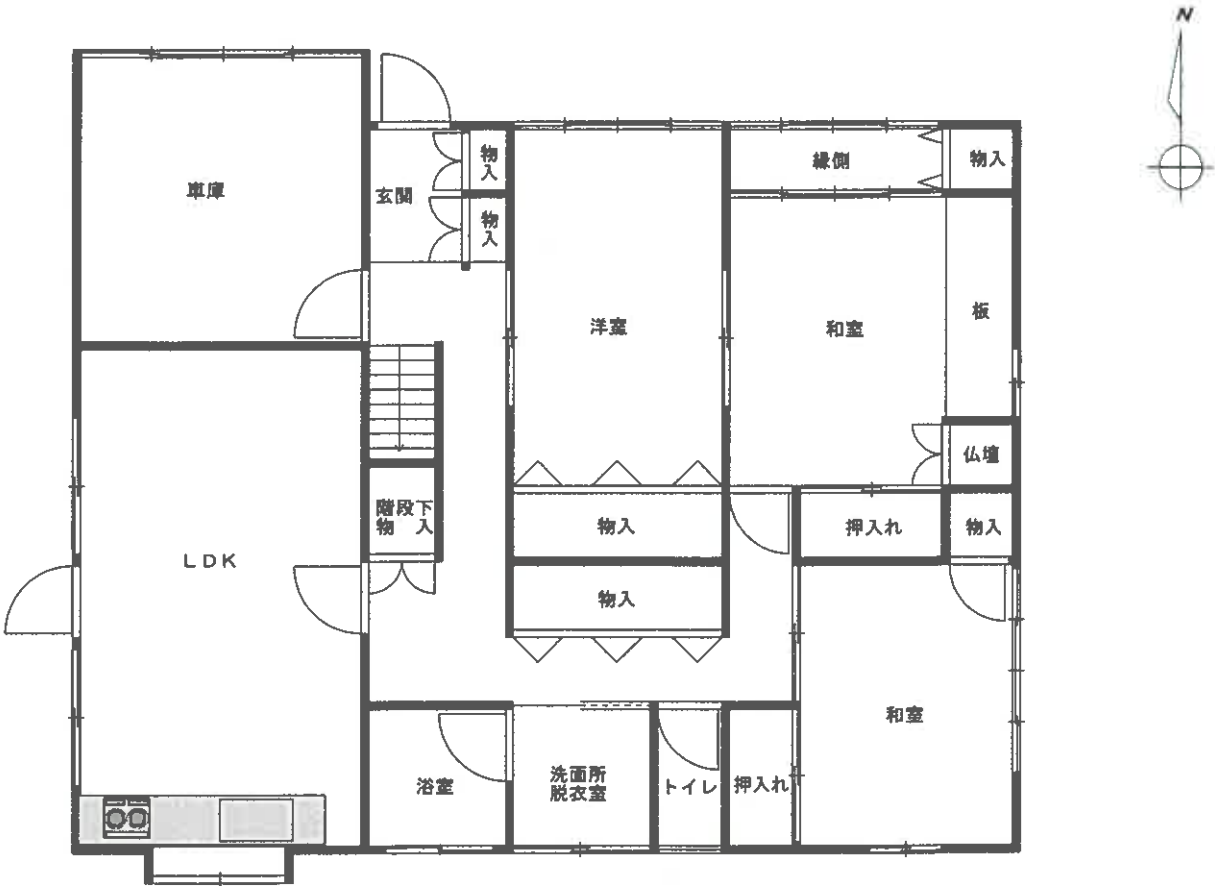
申請人

縮尺 1/500

(広島県北広島町国土地主会)

建物間取り図
事件番号：令和6年（ケ）第139号

【1階】



【2階】

